



平 監 発 第 4 4 号
令和5年12月20日

小平市長 小 林 洋 子 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 虻 川 浩
(公印省略)

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

健康福祉健康推進課・新型コロナウイルスワクチン接種担当課長、保険年金課、及び関係課において令和5年4月1日から令和5年8月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、監査の対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、以下の着眼点により実施した。

- (1) 予算の執行状況は適正か。
- (2) 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産（公有財産、物品等、債権等）の管理は適正か。
- (5) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (6) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (7) 事務の執行は、法令等に従い、適正に行われているか。

4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和5年9月15日から令和5年11月27日まで

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部、改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

以下、項目ごとに述べるとおりである。

【指摘事項】

1 収入事務について

- (1) 収入金日報が部長まで報告されていないもの
(健康推進課・新型コロナウイルスワクチン接種担当課長)
- (2) 調定したものについて正当な理由なく取消をしているもの (保険年金課)
- (3) 不納欠損処理の前に会計管理者と事前調整していないもの (保険年金課)

2 支出事務について

- (1) 小平市事案決裁規程に定める決裁権者の決裁がされていないもの
(健康推進課・新型コロナウイルスワクチン接種担当課長)

3 契約事務について

- (1) 個人情報を取り扱う業務委託契約において市の個人情報等のデータの提供に関する覚書の添付がないもの (保険年金課)

4 会計年度任用職員任用事務について

- (1) 任用通知書の勤務時間を逸脱する勤務があったが、所定外勤務に係る事務処理の漏れがあり、報酬が過少支払いとなっているもの (保険年金課)

5 郵券等管理について

- (1) 切手等使用簿の残数と切手及びはがきの残数が一致しないもの
(健康推進課・新型コロナウイルスワクチン接種担当課長)

6 報酬等支給事務について

- (1) 会計年度任用職員（アシスタント職）の報酬の支給において勤務時間数の算定誤りによる過払いがあるもの (健康推進課・新型コロナウイルスワクチン接種担当課長)

【意見・要望事項】

1 契約事務について

- (1) 特命随意契約において、初回の契約検査課への合議の写しの添付がないものが複数見受けられた。適正な事務執行を図られたい。
(健康推進課・新型コロナウイルスワクチン接種担当課長、保険年金課)

2 文書管理事務について

- (1) 回議書等文書において、必要事項の記入漏れ、不適切な訂正方法、決裁漏れ等不備が散見された。事務執行に係る規程やルールを遵守し、適正な事務執行を図られたい。
(健康推進課・新型コロナウイルスワクチン接種担当課長)

3 郵券等管理について

- (1) 切手とはがきにおいて前年度からの繰越枚数の多いものが複数の種類で見受けられた。

使用数量の適切な見通しを立て、計画的に予算執行するとともに、切手等使用簿についても不適切な処理が見られたため、郵券等管理の適正化を図りたい。

(健康推進課・新型コロナウイルスワクチン接種担当課長)

- (2) 郵便切手において前年度からの繰越枚数が多いものが複数の種類で見受けられた。使用数量の適正な見通しを立て、計画的に予算執行するとともに、切手使用簿についても不適切な処理が見られたため、郵券等管理の適正化を図りたい。 (保険年金課)

4 公印管理・取扱事務について

- (1) 既に使用されていない「専用小平市役所印 (番号 9)」の廃止手続きが漏れているものが見受けられた。適正に管理されたい。 (保険年金課)